

平成 7 年 1 月 **阪神・淡路大震災**

- ・ 死者・行方不明者 6,437 名、全壊約 10 万棟、全焼約 7,000 棟
- ・ 当時は被災者生活再建支援法（平成 10 年制定）がなく、他災害と比べ義援金配分も少なく、多くの被災者が、災害援護資金に頼って生活を再建することを余儀なくされた。

	全貸付	未償還（速報値）	未償還率
金額	1,326 億円（うち国費 884 億円）	123 億円（うち国費 82 億円）	9.3%
件数	57,448 件	8,400 件	14.6%

（参考）東日本大震災 521 億円（29,551 件）、熊本地震 13 億円（728 件）（参考資料 P 8）

<災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）：貸付事務 市町村>（参考資料 P 15）

- ・ 最大 350 万円貸出、利率 3%（市町村の債権管理コストに充当）
償還期間 10 年（据置期間 3 年（最大 5 年））
- ・ 所得要件あり、保証人が必要
* 平成 31 年 4 月以降、保証人の要否や利率は市町村が決定（政令改正済み）
- ・ 免除：借受人（保証人）が死亡または重度障害
* 債務は相続されるため、相続人に資力があるときは死亡免除されない。
- ・ 原資：国 2/3 都道府県・指定都市 1/3（無利子）
- ・ 償還：借受人→（10 年）自治体→（11・12 年）国
（免除要件に該当しないと借受人の未償還分も自治体は償還が必要。）

平成 12 年 5 月 償還が本格的に開始

- * 神戸市等は償還指導員を配置して、生活状況や行方不明者の調査等を実施し、資力がある場合は法的措置（神戸市は 20 件に 1 件の割合で差押え等を実施）。（参考資料 P 14）
- * 償還が困難な者は、支払猶予をし、少額償還（例：月 1000 円返済）。

平成 17 年 4 月～ 償還期間終了

- * 経済的事情等により、未完済者も多かった。<兵庫県下の償還割合 73.0%>

平成 18 年 4 月～ 償還期間後の債権管理対応

- * 債権管理法等により、4 回にわたり履行期限を延長。
- * 神戸市等は、戸別訪問も含め生活状況や収入を把握、借受人ごとの償還計画を見直し。

平成 27 年 4 月 無資力免除（債権管理法等）

- * 当初の償還期間（10 年）からさらに 10 年経過したことにより、なお借受人（保証人）が無資力の場合に免除が可能に（債権管理法等）。
- * 神戸市等は低所得者等の約 5,500 件を免除。神戸市は保証人債権（1,957 件）を議会の議決により放棄。一方、国の貸付金についての取扱いは国と関係自治体の間で調整未了。

平成 30 年 11 月～ 国は債権管理法の無資力免除基準を明確化

- * 生活保護・破産等の場合は免除可能。（19 億円、1,058 件が対象。）

関係自治体の要望（参考資料 P 10～13）

- ・ 一定の低所得者・行方不明者等に対する新たな免除を認めること
- ・ 借受人の資力を把握するための調査権限を設けること
* 借受人の高齢化、債権管理コスト（神戸市：利子収入 25 億円<コスト 43 億円）。
- ・ 保証人に対する債権放棄を認めること
* 長期の債権管理により、保証人の相続問題が発生。
- ・ 自治体から国への償還は、現に借受人から償還があった場合に限定すること

<検討と方向性>

- ・ 1 月 29 日の WG 発足以降、関係自治体などからのヒアリングを含め、党災害対策特別委員会への中間報告を含め 8 回（幹部会を含めると 20 数回）にわたって鋭意検討。（参考資料 P 25～26）
- ・ 議員立法の内容は、途中、災対特委に中間報告に報告し了承済み。
 - ✓ 阪神・淡路大震災時には被災者生活再建支援法がなかったことを踏まえ、公平性に十分配慮しつつ、一定の低所得者等の免除を可能とする（他災害や他の公的融資制度への影響は遮断）
 - ✓ 今回の債権管理の実態を教訓に、急ぐべき現行貸付制度の不備を是正

<議員立法の概要（案）>（参考資料 P 1～3）

- (1) 被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件による免除（参考資料 P 4～5）
 - ・ 所得要件：総所得 － 公租公課 < 150 万円（生活保護扶助費を参照）
* 64 歳（神戸市の未償還平均年齢）の単身世帯の生活保護扶助額（平成 26 年度）は 150 万 5050 円
 - ・ 資産要件：
 - ① 自らが居住している土地・建物については、著しく高額なマンション等ではないと認められること
 - ② ①以外の実物資産については、償還に充てることができるものを保有していないと認められること
 - ③ 資産としての預貯金は 20 万円以下であること
- (2) 本年 4 月以降は保証人の要否を市町村に委ねることを踏まえ、それ以前の災害について、償還期限から 10 年経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする
- (3) 破産の場合は、20 年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除
- (4) 免除等のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する